

道路 占 用 の 手 引 (道路占用の許可基準)

○道路は、広く、正しく、きれいに使いましょう○

道路（上空や地下も含む。）に物件を設置する場合（道路占用という。）は、道路法の規定に基づき、道路管理者（広島市長）の許可が必要となります。また、道路に設置することができる占用物件は限定されており、この限定された占用物件でも、一定の許可基準に適合しなければ許可を受けることができません。（なお、道路占用が道路交通法の適用を受けるものであるときは、別途、所轄警察署長へ道路使用許可申請が必要となります。）

日 よ け

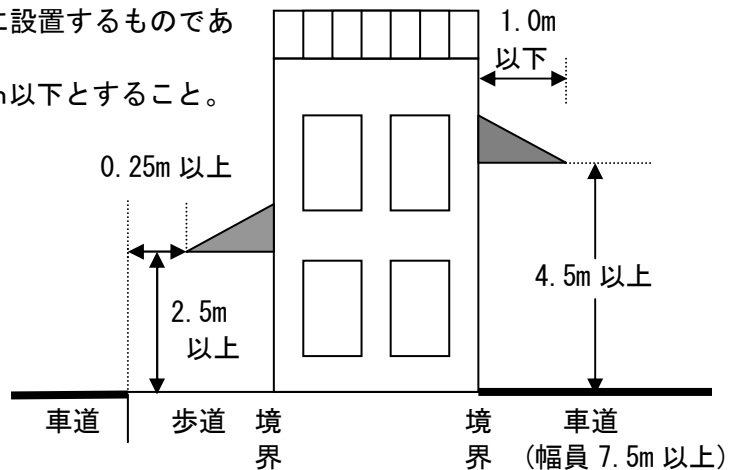
○ 占 用 の 場 所

1 歩道上に設置する場合

- ・ 日よけ施設の先端が歩車道境界から 0.25m以上の距離を保つように設置すること。
- ・ 高さは、2.5m以上とすること。
- ・ 街路樹の生育を妨げず、かつ、信号機・道路標識等の効用を妨げない位置に設置すること。（車道上の場合も同様）
- ・ 消防活動上及び通行の安全上支障とならない位置に設置すること。（車道上の場合も同様）

2 歩車道の区別のない道路に設置する場合

- ・ 幅員が 7.5m以上の道路の上空に設置するものであること。
- ・ 突出し幅は、道路境界から 1.0m以下とすること。
- ・ 高さは、4.5m以上とすること。



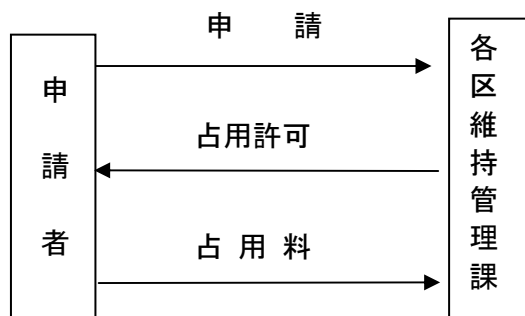
○ 占 用 物 件 の 構 造

- ・ 車道上に設置する日よけについては支柱のない構造とすること。
- ・ 容易に取り外しのできるもので、かつ、通行人に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- ・ 屋根の材料は、ビニール・布等軽量なもので、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。

◆ 占 用 の 手 続 き

占用許可申請に必要な書類

1. 申請書
2. 添付図面
付近見取図
平面図
断面図 等



◆ 申請及び問い合わせ先

中区維持管理課	〒730-8587	中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号	TEL (082) 504-2576 (直通)
東区維持管理課	〒732-8510	東区東蟹屋町 9 番 38 号	TEL (082) 568-7739 (直通)
南区維持管理課	〒734-8522	南区皆実町一丁目 5 番 44 号	TEL (082) 250-8956 (直通)
西区維持管理課	〒733-8530	西区福島町二丁目 2 番 1 号	TEL (082) 532-0946 (直通)
安佐南区維持管理課	〒731-0193	安佐南区古市一丁目 33 番 14 号	TEL (082) 831-4957 (直通)
安佐北区維持管理課	〒731-0292	安佐北区可部四丁目 13 番 13 号	TEL (082) 819-3941 (直通)
安芸区維持管理課	〒736-8501	安芸区船越南三丁目 4 番 36 号	TEL (082) 821-4921 (直通)
佐伯区維持管理課	〒731-5195	佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号	TEL (082) 943-9737 (直通)